

熊谷市監査委員公告第10号

令和5年度環境部定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和6年9月30日

熊谷市監査委員 富井 晴 夫

熊谷市監査委員 新 島 一 英

令和 5 年度環境部定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
1 収入事務 (1) 畜犬登録等手数料の収入事務の委託について、告示及び収入事務受託者証を交付していなかったため、熊谷市会計事務規則第 35 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【環境推進課】 (2) リサイクル品売払収入について、熊谷市会計事務規則に定められた領収書を使用していなかった。また、領収書の発行を行っていなかったものがあつたので、熊谷市会計事務規則第 25 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【環境美化センター】 2 支出事務 (1) 第一水光園管理運営経費「施設その他修繕料」について、契約伺いに添付された見積書が原本でないものがあつたので、適正な事務処理を行うべきである。【第一水光園】 (2) 塵芥収集業務経費「印刷費」について、起案文書に随意契約とする根拠法令の記載がなかったため、熊谷市文書管理規程第 14 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【環境美化センター】	1 収入事務 (1) 協定により畜犬登録等手数料の収入事務を委託しているものについて、令和 6 年度中に、熊谷市会計事務規則第 35 条に基づき告示及び収入事務受託者証の交付を行う。【環境推進課】 (2) 令和 6 年度から熊谷市会計事務規則に定められた現金領収書を使用し、抽選販売及び会場販売において領収書を発行するよう改めた。【環境美化センター】 2 支出事務 (1) 令和 6 年 3 月 26 日付け総務部契約課長発出の事務連絡「契約事務に伴う見積書の押印の取扱いの変更について（通知）」に基づき、見積書の適正な受領を行う。【第一水光園】 (2) 令和 6 年度から起案文書に随意契約とする根拠法令を明記するよう改めた。【環境美化センター】

3 契約事務 (1) 駅前広場冷却ミスト装置保守点検業務委託について、契約伺いに添付された見積書が原本でないものがあったので、適正な事務処理を行うべきである。【環境政策課】 (2) し尿処理施設搬入し尿等性状分析業務委託について、検査結果通知書を通知していなかったため、熊谷市標準委託契約約款第10条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【環境推進課】 (3) 洗車場（熊谷衛生センター内）維持管理業務委託について、随意契約とする根拠法令が適切でなかったため、地方自治法施行令第167条の2及び熊谷市契約規則第36条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【環境美化センター】 4 補助金 指摘事項なし。 5 財産管理 すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第17条及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【環境美化センター】 6 その他 (1) 使用していない個別システム用パソコンが保管されていたので、熊	3 契約事務 (1) 令和6年3月26日付け総務部契約課長発出の事務連絡「契約事務に伴う見積書の押印の取扱いの変更について（通知）」に基づき、見積書の適正な受領を行う。【環境政策課】 (2) 今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底した。【環境推進課】 (3) 令和6年度から適切な根拠法令を明記するよう改めた。【環境美化センター】 5 財産管理 備品登録抹消漏れについて、抹消処理を行った。今後は、熊谷市物品管理規則に基づく適正な事務処理を徹底する。【環境美化センター】 6 その他 (1) 熊谷市情報セキュリティ対策基準に基づく事務処理を周知し、個別
---	--

谷市情報セキュリティ対策基準に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【環境政策課】 (2) 劇物(薬品)等の管理について、取扱いが適切に管理されていたが所定の管理規定が整備されていなかったため、劇物による事件・事故を防止するため、「毒物劇物危害防止規定」を早急に策定し、職員に周知すべきである。 【第一水光園、荒川南部環境センター、妻沼南河原環境浄化センター】	システム用パソコンについては、令和6年度中に適正に廃棄を行う。 【環境政策課】 (2) 劇物(薬品)等による事件・事故を防止するため、「毒物劇物危害防止規定」を令和6年度中に策定し、職員へ周知する。 【第一水光園、荒川南部環境センター、妻沼南河原環境浄化センター】
---	--